

令和5年1月泉南市農業委員会定例会

令和5年1月11日 午後1時30分
市役所本庁 2階 大会議室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

(推進委員)

岩本 和男	山本 芳男	吉積 弘行
-------	-------	-------

・欠席委員

(推進委員)

西浦 賢二	戎野 繁	角辻 健二
-------	------	-------

事務局 ただ今より令和5年1月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、山下委員より遅刻の届出が出ております。出席委員については14名中13名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、西浦委員より欠席の届出が出ております。戎野委員、角辻委員については連絡がついておりません。本日の出席は現在3名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事になっております。会長よろしく申し上げます。

会長 改めまして皆さん、明けましておめでとうございます。天候に恵まれて良いお正月だったなと思っております。私事ですが、宮総代をしております、年末から年始、現在までも毎日、昼夜関係なく忙しく過ごしておる状況でございます。しかしながら、今年こそは良い年でありますようにと願っております。また、新型コロナウイルスの早期終息と皆様の健康とご多幸を祈念申し上げますと共に、農業委員会の運営がスムー

会 長 ズにいきます事を願っております。今年1年もどうか幸せに過ごせますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。また、今年
は農業委員、推進委員の改選の年でございます。どうか良い人材が選ば
れます事を願っております。

さて、本日が今年初の定例会でございます。議案が2件、報告案件が
2件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしく願います。

会 長 それではこれより議事に入ります。
まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名
委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、13番 馬場委員、
2番 田中委員をお願いいたします。
以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和5議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条規定
による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事
務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第1号3件について朗読する。議案第1号につきまして、
各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただき
ます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく願います。

〇〇委員 12月24日に現地確認に行っていました。周辺には遊休農地
が沢山あり、当該地はその一角で、30～50cm位の草が枯れた状態
でした。一部を試験的にトラクターで耕した様子でした。草を刈って
から耕すのか、そのままトラクターで耕すのか、どちらかわかりませ
んが、それは耕作者次第ですが、これから耕していく様子でした。

事 務 局 ありがとうございます。No. 2につきましては、〇〇委員よろし
く願います。

〇〇委員 No. 2につきまして、ご説明いたします。過日、現場確認しております。以前は米を作っておりました。現在は平鋤きしております。借り手はネギ農家でございます。何ら問題ございません。

事務局 ありがとうございます。No. 3につきましては、〇〇委員ですが、事務局より報告いたします。

現況は米跡になっております。圃場整備された農地の一角です。

事務局 事務局の方から議案第1号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、設定人は高齢のため営農の継続が難しく、ここ2、3年は遊休農地となり、市道にまで雑草が覆いかぶさり、隣接する住民から苦情が寄せられておりました。事務局を通して、設定人家族と話し合い、3年の利用権設定に至りました。被設定人は、農業塾卒業生であり、大阪版認定農業者で、主に玉葱を栽培しております。

No. 2につきましては、昨年11月定例会議案に上程しておりました案件と同様です。被設定人の祖父と利用権設定されておりましたが、出荷先に生産者登録する条件として、耕作証明が必要となったため、祖父との利用権解除を行った後、再度、設定人と利用権設定するものです。主に、青ネギを栽培しており、〇〇に出荷しております。

No. 3につきましては、被設定人は、〇〇市を中心に玉葱・キャベツ・米を栽培しております。17haの農地を所有しており、農地中間管理事業を活用し、貸借を行うものです。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第1号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして令和5年議案第2号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第2号について朗読する。議案第2号につきまして、事務局より説明させていただきます。

農地を取得する際に、所有もしくは賃借権を有している面積と、新たに取得しようとする面積の合計が、市町村で定められた下限面積以上でないと取得できません。この下限面積の確認は毎年1月の定例会で行っております。今回の定例会から適用する事で確認していただきたいと思っております。大阪府内43市町村の下限面積を記載しております。泉南市は現在2反を下限面積としております。

別紙1にはその根拠を記載しております。下限面積の撤廃により、大阪府の調査が行わなかったため、令和3年の資料を添付しております。

別紙2は泉南市の所有農地面積別世帯数一覧表です。農地法施行規則によりますと、下限面積は農家世帯総数のおおむね4割を割らないように設定することとなっております。泉南市の場合、1反未満の世帯数が全体の61%、2反未満まで含めると75%になります。施行規則を遵守すると下限面積を1反に設定することができますが、大阪府下の市町村の下限面積状況を鑑みて下限面積を2反として設定することが、事務局としては、妥当であると考えております。

また、昨年4月に法改正により、下限面積の撤廃が決定いたしました。施行については今年の4月から行われると思っておりますが、農作業常時従事要件は、従来通り150日（大阪府下の市町村については60日と定めている）で、撤廃されていない状況です。農林水産省の考え方は、多様な人材が農地を取得しやすくし、担い手の不足している地域や遊休農地の多い地域に対して、農業と他の仕事を組み合わせた幅広い人材の就農を促すことを目的として考えているようです。施行が4月予定ですので、1月から3月については、下限面積を2反で設けたいと考えておりますがいかがでしょうか。以上の事柄を踏まえて、協議のほどよろしく願います。

事 務 局 ただ、4月施行予定ですが、大阪府農業会議ならびに全国農業会議所

事務局 より下限面積の撤廃に反対の動きが出ており、3カ月の間にどうなるのか不明ですので、現時点では下限面積の設定は必要かと思われます。

また、下限面積が1反ですと、泉南市では1反の農地が多くありますので、不動産会社でも購入可能となり転売の恐れがありますが、2反の農地は数が少ないので、その恐れは少ないかと思います。

会長 昨年もこの議案に関して意見がちょうど半分にわかれました、議論をいたしました、どうでしょうか。従来通り2反でいかがでしょうか。

異議なし

事務局 では、1月から3月の下限面積は従来通り2反と設定させていただきます。また、今後の国の動向をうかがいながら、4月の定例会には報告させていただきます。

〇〇委員 つまりは、法改正によって法律の下限面積の撤廃という事ですね。条件として作業日数の制約はあるけれども、取得の為の下限面積は撤廃されるという事ですね。

事務局 そうです。ですので、例えば不動産業者が農地取得の際に、大阪府下は農業従事日数60日以上業者しか買えないという条件が出てきます。全国的には150日となっておりますので、大阪府下も150日になる可能性はあります。虚偽の申告が出る可能性がありますので、地域の方が一番ご存じかと思いますので、目をひかせて教えていただければと思います。

〇〇委員 農業従事日数150日というのは農地法ですか。

事務局 そうです。

〇〇委員 規則で別に定めているのですよね。

事務局 本来ならば、法律では別段面積は5反です。しかし、大阪府下で5反の農地を所有している人は少ないので、規則ができ、規則として2反と設定しています。市町村によって農家の営農状況にあわせて下限面積を設定する事が出来るとなっております。法律が下限面積0㎡となりますか

事務局 　　ら、規則も0㎡という事になります。動向をみて4月からどう判断していくのかになってくるのかと思います。

〇〇委員 　　法改正により4月から下限面積が撤廃されますが、従事日数についてはどうなるのかまだわかりませんが、農地の取得に際しては農業委員会で諮られるのでしょうか。従事日数条件を満たせば、農地を所有していなくても取得可能という事になるのですね。

事務局 　　農業委員会で諮ります。また、農地を所有していなくても取得可能になります。

会長 　　それではお諮りいたします。議案第2号の別段面積20アールに賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 　　ありがとうございます。全員賛成ですので、令和5年の別段面積を20アールと決定いたします。

会長 　　次に、報告事項に入ります。令和5年報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 　　令和5年報告第1号3件について朗読する。報告第1号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

　　No. 1につきましては、当該農地は、生産緑地対象地農地でありましたが、指定日より30年経過による解除申出と、農地取得の斡旋希望者が無い為、福祉施設の診療所用地として転用するものです。位置図ではどこから入るのかと思われると思いますが、当該地の左の農地が道に接しており、こちらも次の定例会には福祉施設の診療所用地として転用届出が上がるものと思われます。

　　No. 2につきましては、譲受人は〇〇地区でオリーブ油の卸売販売業を営む法人です。自社規模拡大のために当該地を社屋用地として転用するものです。

　　No. 3につきましては、当該農地については、生産緑地納税猶予対象地農地でありましたが、指定日より30年経過による解除申出と、

事務局 農地取得の斡旋希望者が不在のため、不動産建設資材置場として転用するものです。以上です。

会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 2の譲受人についてご存じですか。

〇〇委員 今は小さな倉庫でやっていますが、色々な所でやっているんじゃないでしょうか。今の時代に合っていると思います。若いですが、よくやっています。オリーブを外国から仕入れていますので、当該地を事務所兼倉庫にするんじゃないでしょうか。

会長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第1号を終了します。

会長 続きまして、令和5年報告第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 令和5年報告第2号3件について朗読する。報告第2号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。

No. 1につきましては、①、②番については、ビニールハウスにて花の栽培を行っており、③、④、⑤番については、露地にて花の栽培を行ってございました。⑥、⑦番については、季節野菜の栽培を行ってございました。⑧番については農業経営基盤強化促進法により利用権設定で〇〇株がビニールハウスにて野菜の栽培を行ってございました。

No. 2につきましては、①、②番については、露地にて花の栽培を行っており、③、④、⑤、⑥、⑦番については、ビニールハウスにて花の栽培を行ってございました。⑧番については、〇〇小学校に学校田として提供しており、5年生に農業体験をしていただいております。耕作状況としては、水稲跡で畝たてを行ってございました。

No. 3につきましては、水稲跡でした。以上です。

- 会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 〇〇委員 No. 1の①番についてですが、～㎡の内～㎡という設定が出来るんですね。
- 事 務 局 農業用倉庫が建っていますので、その部分は納税猶予の対象から外されています。
- 会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終了します。
- 会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございました。
- 職 務 代 理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして1月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、2月8日（水）場所は、市役所別館1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時11分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年7月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____